

平成18年度 第3回新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成18年8月8日(火) 午後5時30分 ~ 午後7時25分
- 2 場所 新城市役所 体育館 第1会議室
- 3 出席者 (50音順(市役所委員を除く)・敬称略)
- | | | | |
|--------|-----------------|----------|----------|
| 委員長 | 佐野 真一郎 | | |
| 副委員長 | 小西 祥二 | | |
| 委員 | 大原 意和大 | 小笠原 清 | 河合 敏弘 |
| | 佐野 泰三 | 下江 洋行 | 夏目 みゆき |
| | 藤本 忍 | 鈴木 久雄(市) | 池田 定利(市) |
| アドバイザー | (社)日本農村情報システム協会 | | |
| 事務局 | 矢野副部長(事務局長) | 夏目課長 | |
| | 榊原主査 | 安藤主任 | |
- 4 欠席者 委員 古瀬 剛 黒田 厚志(市)
- 5 傍聴者 6人
- 6 議題 (1) 新城市地域情報化計画(案)について
第1章 地域情報化計画の位置づけ
第2章 地域情報化の施策
第3章 新城市における情報化の現状と課題
第4章 新城市における地域情報化の方針
(2) 新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の手法について
(3) その他
視察研修について
- 7 配布資料 ・新城市地域情報化計画(案) 第1章~第4章
・新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の選択
・CATV事業化に向けた検討課題
・ケーブルテレビの現状
・携帯電話不感地帯調査結果
・その他参考資料
- 8 会議の経過
- 事務局長 定刻になりましたので、ただいまから第3回新城市地域情報化計画策定委員会を開催させていただきます。開会に当たりまして、委員長から一言ごあいさつをお願いい

たします。

委員長

皆さん、こんばんは。台風が迫るような最中にお集まりいただきましてありがとうございます。前回、確か 委員、委員からより具体的な検討をということで、重々それも承知しておりましたが、今回それを織り込みながら議事進行していきたいと思えます。ただ、それぞれの団体の方、あるいは共聴組合の方がご出席されておりますので、やはり情報化に対してのコンセンサス作り、情報を共有するということも大事でございますので、要は、これまでの説明を省くこともなかなかできないことでございますので、手短な感じで情報化計画(案)を踏まえながら、より具体的な検討に入っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、二点ご了解いただきたいことがございます。今回の議事録の認定者として、藤本委員と大原委員にお願ひしたいと思えます。それから二点目ですが、今回もアドバイザーとして、日本農村情報システム協会の方に出席をお願ひしております。

それでは、議題の(1)、新城市地域情報化計画(案)について説明をお願ひします。

事務局長

それでは、新城市地域情報化計画(案)をご覧いただきたいと思えます。前回にお示した内容も含めまして、今回追加あるいは修正という形で目次が作成されております。今回は、第4章の「新城市における地域情報化の方針」というものが新たに追加されております。第5章につきましては、別途作成した資料によってご検討いただき、それらの意見を踏まえて次回に文案を作成してお示したいと考えております。

第1章については、前回と特に変更はございません。第2章「地域情報化の施策」について若干加えたのが、6ページの県の情報化施策でございます。前回の委員会では、現在県において新しいアクションプランを作成中ということで、それを踏まえてここに挿入したいと考えていたわけですが、現在検討中ということでしたので、現時点での平成14年3月のITアクションプランの概要を示させていただきました。特に、6ページの最後の段落で、18年度の三河山間地域情報格差対策推進事業の推進ということで、現在県でも検討しているという状況を記載してございます。第3章の新城市の現状について追加の部分につきましては、携帯通話エリアをまとめました。お手元の地図の中にあります赤の部分、これが、複数の携帯事業者ともつながらないというエリアになります。ただ、一点ご注意いただきたいのは、あくまで世帯のある地域の不感地帯になります。ですので、山の中が赤く塗られていないから通じるかということ、そのような趣旨ではなくて、当然山の中は通じる場所もあれば通じない場所もあるということで、あくまで居住地区に限っての不感エリアということでご理解いただきたいと思えます。これを見ますと、鳳来地区で非常に大きな集落等の不感地帯が示されている状況で、11ページをご覧いただいたとおり、カバー率につきましては、全域で96.7%、新城99.8%、鳳来90.7%、作手86.3%というような状況でございます。観光地については、鳳来地区の「阿寺の七滝」、作手地区の「鳴沢の滝」周辺が不感地帯という状況があります。それから、18ページの「地域情報化における課題の整理」ですが、前回分りにくいというご指摘もございましたので、修正しました。課題としては、現状として、地理的な制約等に基づく格差ということで、テレビの難視聴問題、インターネットの高速網の整備、それから携帯電話の問題、公共ネ

ネットワークの整備の4つ課題があります。これに対する解決方法としては、情報基盤の整備ということになるかと思えます。情報基盤の整備の中にはハード面とソフト面という意味で、基盤整備の手法と、どのようなサービスを提供するのかということを考えていかなければいけないと思えます。当然、それには市の財政状況も十分踏まえた上でということになるかと思えます。もし、このように情報基盤の整備となった場合には、利用機会による格差の是正ができますが、それだけでは本質的な情報格差の是正にはならないと思えます。要は、その技術を使いこなせることが必要だということで、情報リテラシー、情報処理能力の向上により、初めて情報格差の是正につながるという形で、課題の整理をさせていただきました。19ページ以降につきましては、8つの課題について若干のコメントをさせていただいておりますが、20ページの(7)の財政状況ですが、新たな財政支出について今回は「慎重な支出」というような記載がございましたけれども、消極的ということではなくて、長期的な観点からという趣旨でありますので、そのことを明確にしたという内容になっております。次に、第4章「地域情報化の方針」を新たに追加させていただきました。情報化の基本方針は、「新市まちづくり計画」を基本に、その将来像である「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」と7つの基本方針がベースにあります。基本方針に基づいたまちづくりがあり、それぞれの分野における情報の提供、あるいは具体的な方策が23ページ以降に記載されております。ただ、内容をご覧になったとおり抽象的な内容になっております。これは、第5章の5.2で情報システムの整備の項目で、どういうアプリケーションを乗せるのかということに記載します。現在、この具体的な事項につきまして、庁内各課の事業の進行状況などについて照会中であり、この状況を踏まえつつ、第4章と第5章の5.2を検討していきたいということで進めさせていただきます。前回、副委員長さんからご指摘のございました国の施策であるe-Japanの進捗状況は、その中で示していきたいと考えております。以上、情報化計画(案)についての説明を終わらせていただきます。

委員長 今、事務局長から説明のありました第1章から第4章につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

委員長 無いようでしたら、2に進めさせていただきます。この資料(新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の選択)は、庁内検討会での資料ですが、庁内検討会では、策定委員会の前に行行政側でいろいろ議論をしてたたき台を作っていただくという作業を行っております。前回、委員、委員からより具体的な話をということもございましたので、こういう検討もしているよ、という部分を見ていただいて、また率直な意見をいただきたいと思えます。それでは、説明をお願いします。

事務局長 情報基盤の整備につきましては、先程も言いましたように情報化計画の文案の検討ということではなくて、やはり情報基盤の方向性をご検討いただいて、その内容を踏まえて文案を作成するというスタンスでいきます。今、委員長からお話がありましたように、今回の資料は庁内検討会での検討資料になります。これを利用して、皆様のご意見を伺いたいですし、庁内検討会はこういう格好でまとめ、委員会の方は情報化計画でまとめるというようなスタンスでいきたいと思えます。1の情報基盤整備の必要性については、前回示したとおり、地上デジタル放送を契機に基盤全体を

見直す必要があるのではないかということが記載されております。課題につきましては、先程8つの課題と言いましたが、そのうちの現状の課題が詳細に記載されております。次に、情報化のねらいにつきましても様々なものがありますけれども、左下に公共施設間のネットワーク利用による現在の通信料金が2,000万円ということも記載されております。次に、情報メディア、よく放送だとか通信という言葉を使いますが、それぞれのメディアの機能が整理されているものになります。ここで注意していただきたいのは、2段目の双方向性というもの、これからは一方的に情報を受けただけではなくて、出すことも必要だということが指摘されております。やはり、テレビ、ラジオでは聞く一方ということですが、これからは情報を発信するという通信も重要な内容となってきております。次に、具体的な基盤の検討に入っていきわけですが、情報基盤は目的に応じて、行政系、あるいは加入者系に分かれます。また、それらが映像系なのか通信系なのかにより分かれております。ただ、通例でありますと、行政系が先に整備され、その後加入者系を段階的に整備ということとなりますが、本市の場合何れも未整備という状況であって、これらを全体的に総合的に整備せざるを得ない状況です。次に、34ページをご覧くださいと思います。先程、第3章の最後で、課題を指摘しております。(1)から(4)、テレビの問題、インターネットの問題、携帯電話の不感地帯の問題、地域公共ネットワークの問題、このような4つの現状の課題を指摘させていただいております。では、それに対してどのような手法があるかということをもとめたものが、この34ページの資料になります。(1)のテレビの難視聴については、テレビが新たに見られるかどうかという意味で、ADSL、FWAは通信系ですので、これらは使えません。それから、(2)のインターネットの高速通信網については、ケーブルテレビは、共聴の改修については、インターネットの環境の改善にはならない。ADSLとFWAとありますが、ADSLは将来的な環境であるかどうかという問題、またFWAは無線ですので、セキュリティの問題、こういうことが指摘されるかと思えます。(3)の携帯電話については、がありません。ケーブルテレビだけは、ということで、これはケーブルテレビ自体が携帯電話にそのまま使えるわけではありませんが、ケーブルテレビにより、市内に光ファイバー網等が張り巡らされることから、携帯電話に利用する鉄塔とNTT局をつなぐ伝送路にケーブルテレビ網の伝送路を活用するという意味で、それ以外のものについては、携帯電話の不感地帯の解消には直結しないということになります。(4)の公共ネットワークも同様で、ケーブルテレビの基幹的なネットワークを使えば、地域公共ネットワークについては十分可能、ただADSLやFWAについては先程言ったような理由で、若干問題があるという整理ができると思います。新城が持つ課題から考えると、今言ったような状況にあるということになります。8ページに行きますと、これはそれぞれの課題に対する手法を整理したもので、地上デジタル放送の対応としてはどういふものがあるか、それからブロードバンドの対応、携帯電話の不感地帯の解消、公共ネットワーク、重なっているのが地上デジタルとブロードバンドだけということになりますけれども、基盤である光ファイバーを使えば、相互の対応が可能になるということになります。次に、それぞれの情報基盤の説明になりますけれども、FTTHが通信の欄に入っておりますが、この説明だけさせていただきます。ケーブルテレビという

のは一番上にありますように、従前HFC方式、電線をつないで行うのが主流でした。また、FTTH方式というのは映像ではなくて、インターネットなど通信系を行う基盤であり、主にNTTが事業展開しているわけですが、そういう意味でHFCはケーブルテレビ、FTTHは通常インターネットの基盤ということで整理されてきました。最近ではケーブルテレビにもFTTHが導入されているということもありまして、公共団体が考える場合に、あえてインターネットだけFTTH網を整備するというような積極的な理由はございませんので、通信に限ってのFTTHの検討というのははずしてごさいます。なお、民間でのFTTHにつきまして、NTTが基本的にサービスを提供しておりますが、新城には今そのようなサービスは提供されていないという状況でございます。次から、各基盤の説明になりますが、HFCのケーブルテレビについては、センターからある一定のところまで光ファイバーを引いて、そこからは電線で引くという今主流な方式で、要は、幹線は光ファイバーで、NODE(ノード)とありますが、ここから先が電線というようなケーブルテレビ、これがHFC方式です。次に、11ページにありますのがFTTHのケーブルテレビで、幹線も光ファイバーでありますし、各世帯まで光ファイバーで引く方式で、最近導入されている方式でございます。次に、ADSLのネットワークで、これはインターネットの環境になります。光ファイバーへの過渡的なものであり、距離によって急激に速度が落ちるという欠点が指摘されております。次に、FWAについては、先程のADSLのように各戸まで線を引くというのではなくて、ある程度のところまで光ファイバーで引いて、そこから無線で各家まで飛ばすというような方式でございます。FWAは、通信系の無線ですが、では映像系での無線はというと、14ページにありますギャップフィルアという言葉をよく聞きますが、簡易な送信施設を設置し、そこから無線で飛ばし、各家はアンテナを通じてテレビを見るというような手法もあります。しかしながら、制度的、法律的な整理が現在なされていない状況でございますので、参考までに説明させていただきました。ただし、年内にも何らかの動きがあるような情報はあります。ここまでが、基盤整備の手法ということで個別に説明させていただきました。

15ページになりますが、それぞれの手法での放送サービス、通信サービスというようなことで、簡単にまとめてあります。共聴施設の改修につきましては、インターネット環境整備を除いた場合にあっても、自主放送・行政放送を流すことはできないという状況で、今のテレビと変わらないということでございます。

では、これから情報基盤の選択をどのように考えていくのかということで、17ページをご覧くださいと思います。これは、どのように考えていけば基盤整備がしやすいか、ということを表にまとめてあります。上に加入者系があり、下に行政系(幹線)があります。このような二つの体系があるというお話をさせていただきましたが、通例ですと下の行政系(幹線)があって、その前提で加入者系、要は各戸まで情報伝達をという順番がありますが、本市には両方ともないという意味で、逆から考えていきます。その趣旨としましては、各戸に対する情報基盤を整備すれば、その基盤を活用して公共ネットワークが当然のごとく形成されますので、加入者系をまず考えて、それを公共ネットワークに活用するというようなことを考えております。加入者系を見ますと、放送系と通信系の二段に分かれております。加入者系の放送系としまして

は、選択肢はケーブルテレビか共聴施設の改修というのがありますので、そこからスタートしていくということになるかと思えます。ただもう一点注意していただきたいのは、ケーブルテレビというのは、放送系の基盤だけではなく通信系の基盤にもなるということもありますので、共聴の改修という選択肢の場合に、通信系も併せて考えていかなければいけません。次の18ページにございますように、ケーブルテレビを考えるのか、それとも共聴の改修に併せて通信系はADSLでいくのか、それとも無線(FWA)を活用するのか、このような選択肢を比較してみるというのが一つの手法かと考えております。それともう一点、ケーブルテレビと共聴の改修というお話をさせていただきますけれども、事業主体のことも若干気に留めておいていただきたいと思えます。要は、ケーブルテレビ網というのは、市が主体となってやっていかざるを得ないだろうということになりますけれども、共聴施設の改修につきましては、市が主体となって改修を行うというものではございません。あくまで共聴組合が改修を行うこととなります。ただ、それに対する市の支援策という観点からの検討はあり得ても、市が税を使って改修を全てやってしまうということは考えにくいと思えます。二つの選択肢があるものの、市として情報基盤の整備をやるのか、市としてはやらずに共聴組合の方に基本的には任せるのか、というような選択肢としても考えられると思えます。次に、3つのパターンを比較したのが19ページ以降になります。時間の都合もございますので、全ての説明は省略させていただきますが、ここで大きな違いは、放送系機能のところ、市全域での行政、地域放送の提供が可能かどうか、ということが示されております。次に、20ページ以降、様々な比較がされておりますが、ケーブルテレビがいいという状況は否定しがたいですが、一番気になるのは、建設コストが当然ケーブルテレビは非常にかかるということをご案内かと思えます。次の運用コストの面でも、毎年費用がかかるということをご指摘のとおりかと思えます。22ページに、建設コストの比較というものを載せてみました。ケーブルテレビの場合、又はADSLと共聴、それからFWAと共聴ということで比較してございます。現時点では、概算の数字でしか答えられませんが、ケーブルテレビは、以前30億という話がございましたけれども、29億1千万円という数字が示されております。それに比べまして、ADSLにつきましては、ADSLのつながらないところの補強という考え方だと思いますけど、2億3千万円くらい、共聴の改修は500万から4,800万円、これは組合単位で考えているわけですが、組合の間ではこれだけ差があるということと、トータルの費用はまだ出ていないということ、またこの金額は市が負担するものではなくて、共聴組合の方々が負担していただくということになります。それから、FWAということで、これはある程度の光ファイバー網を整備し、その先に鉄塔を作って飛ばすということになりますので、6億3千万円ほどかかり、それに共聴の改修ということになります。何れにしましても、CATVは桁違いに費用がかかるということをご理解いただきたいと思えます。ただ、市で行われる29億というのは漠然としているということもございまして、では、最近市の事業として10億以上の事業はどんなものがあるのか探してみると、消防防災センターを17年度から19年度にかけて作りますが、15億弱の費用がかかっております。それから、防災行政無線については、デジタル化も含めて18年度から20年度にかけて整備しますが、19億強という数字がございまして、ですから、

ケーブルテレビの29億というのは、全く不可能な話ではないのかなと思います。ただ、やはりこれだけの事業規模になりますので、市としてそう簡単に何の問題もないという視点からはお答えできない部分があると思います。29億1千万円の資金計画としての資料が23ページでございます。これは、一つの例ですけれども、国庫補助というのが1/3という制度があります。補助裏の2/3につきましては、合併市町村の情報格差の是正という観点から、合併特例債という起債が考えられますし、この地域は過疎地域でありますので、過疎債という起債も認められます。こういう起債を活用すれば、資金の計画は立てられると思います。起債というのは借金ということで、それがいかなものかということもありますが、個人が借金するのであればそれだけ負担することになるわけですが、起債ということになりますと、住民の方が世代を跨いで負担することになります。今の世代の方だけに負担していただくわけではなくて、世代間で負担していただくという観点でございますので、起債イコールだめということではないと思います。また、毎年の償還費用もかなりの額になります。例えば、20億借りまして10年償還とすると、毎年2億7千万円ぐらい返済していかなければならないという意味で、それ以外の事業に対する影響というのは否定できないと思います。ただ、これに対して7割が交付税に上乗せされることもあり、その償還費用の3割部分について財源を措置することとなります。なお、国庫補助率1/3とありますが、これはスキーム的には1/3ですけれども、補助対象を厳しく見られますので、実際は1/3ももらえる状況ではないということで、この図よりも一般財源や起債にあてる部分が広がるという恐れはありますが、一時的な資金繰りは可能かと思えます。以上が、市の負担する部分の説明になります。では、住民の方がケーブルテレビに対してどれほど負担をするのかというのが24ページ以降の資料にまとめてございます。これは、新城にCATVが入った場合にどうなるかという試算がはっきりできないものですから、近隣のシーテック(豊川)、三河湾ネットワーク(蒲郡)、ミクスネットワーク(岡崎)、豊橋ケーブルネットワーク(ティーズ)(豊橋、田原)の料金を比較した表を作ってみました。現時点で、どこかのケーブルテレビが入ろうとすると、例えば1社を例にとると、加入金で3万円弱、それから工事費が42,000円、これを合わせますと7万円ほどが一時金としてかかってまいります。それから、毎月いくら必要なのかと言いますと、現時点ではアナログ放送がメインになりますけれども、1,575円~3,150円というように、非常に事業者間で差があります。このような費用が、毎月かかるということになります。次が、ケーブルテレビでインターネットをやる場合の比較でございます。やはり、一時金が若干かかるという部分と、毎月どれだけかかるかというのをみますと、例えば1Mbpsでいうと2,310円、2,750円というような負担がケーブルテレビでのインターネットでは必要となります。では、民間のインターネットはどれだけかかっているのかというのが、次のページにございます。ここにありますOCN、Yahoo!BB、サ~ラ・インターネット、シャネオンというのが新城で今インターネットをやる場合の料金体系になります。この1.5Mbpsを見ますと、OCNで4,883円、サ~ラで4,389円ということで、この金額で皆さん使われていることとなります。ケーブルテレビにおけるインターネットだけを見ますと、ケーブルテレビに切り替わっても、インターネットの利用料としては極端な負担差はないのかなと思います。

ただ、もとに戻りますけれども、ケーブルテレビの加入について、一時金が6万、7万という問題、それから毎月払うお金の負担が発生するということを考えていかなくてはいけないと思います。一方、共聴にはどんな問題があるかということが、27ページにございます。今の共聴施設が老朽化しているということもありますので、なかなか一部の改修だけでデジタル化に対応できるかどうかというのは疑問という指摘もありますし、現在の受信点でデジタル放送が受信できるかどうかなどが課題ということになります。受信点の問題というのは、29ページにございますように、ただ単に今のアンテナの地点で機械だけ変えればいいということであればよろしいわけですが、受信が困難な施設については、受信できる所まで光ファイバーでつなげなければならぬ。この経費がかなりの額になるかと思えます。このようなことで、先程500万から4,800万というような費用を示しましたが、31ページをご覧くださいと思います。これは、17年2月に県と市が合同でやった検討会での報告書から抜粋したものでございます。今の受信点で見えるということであれば、機械の改修だけに留まりますので、32ページのような費用がかかってくることとなります。NHKの共聴なら、通常であればNHKの負担という話もございませぬけれども、33ページにあるのは、従前はNHKと組合の経費負担というような整理がなされていたみたいですが、今回のデジタル化に対する負担については、方向性が見えておりません。今後、どうなるかというのが不透明な状況となっております。以上のように、ケーブルテレビの費用の問題、一方で共聴の費用の問題、これらが非常にネックになると思えます。次に、35ページをご覧くださいと思います。これは、問題となっているテレビあるいはインターネットの対策が必要な世帯が、総世帯のどれくらいにあたるのかということ調べてみました。そうしますと、16,000世帯のうち9,300ほどの世帯がいずれかの対策が必要となっております。割合で言うと、57.7%となります。テレビとインターネットでは、その価値が違いますけれども、このような状況も見受けられます。それから、携帯はどうするのかということがございます。先程の課題の説明の中で、ケーブルテレビ網の線を利用しての対処方法ということで指摘させていただきましたが、これは具体的な話が検討されております。38ページは、北陸総合通信局のホームページから引用しましたが、北陸ではケーブルテレビが整備されているものの、携帯電話はつながりにくい状況ですので、ケーブルテレビを活用した携帯電話の中継システムとして具体的な検討がなされており、東海地方にもそのような話があると聞いております。そのような方法で携帯電話の不感地帯を解消する方法もあるという内容となっております。最後に、42ページにつきましては、基盤整備ができれば、公共間のネットワークを結んで行政情報、防災情報、教育情報というようなことが公共施設間でできますし、インターネットを経由して一般家庭にも引けるとということが可能になります。公共施設には、どんなものがあるかと言いますと、43ページになりますが、小中学校、保育園を含めまして81箇所をネットワーク化することも考えられます。44ページ以降は、国の助成制度について説明してございます。

以上、基盤整備ということでご説明させていただきましたが、もっとこういう観点から検討すべき項目があるのではないかと、というようなご意見もありましたらお聞かせいただいて、検討していきたいと思っております。資料の説明は、以上です。

委員長 ただ今、事務局長から「新城市地域情報基盤整備の選択」ということで、具体的な数字も入った内容の説明がございました。これについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委員 22ページの建設コストの比較で、ケーブルテレビが概算で29億1千万円と伺いましたが、これは、平成17年2月時点の旧新城市のみでの試算なのか、それとも合併を見据えたものなのか。

事務局長 平成17年2月というのは、「ADSL + 共聴」、「FWA + 共聴」の試算であり、CATVは現時点の新城市全域の数字になります。

委員 以前、有線放送の廃止の時に、ケーブルテレビの検討がなされ、試算も30億で一戸あたり1万円という数字が出ていたような気がしますけれども、それに近い数字だなという感じですが。

事務局長 その時は、旧新城ですね。これは鳳来地区、作手地区も含めてのものであり、建設コストが相当に落ちていると聞いております。

委員 この数字の中には、幹線工事を始めとし、宅内工事、引込工事など全て含まれているのですか。それとも幹線の部分だけの数字なのですか。

事務局長 これは、全部が入っているのではなく、引込工事以降は含まれておりません。引込工事とは、屋外の送電線から各家の軒先まで引く工事であり、その先のパソコンに接続するまでが宅内工事となります。引込工事及び宅内工事に掛かる費用は利用者負担という考え方もありますし、事業者が負担するという考え方もあります。それらの点については、まだ整理する前ですので、今回示した費用に引込、宅内工事を含めると初めて家の中までケーブルテレビが引かれるという整理で数字を固めてあります。

委員 22ページの下、「防災行政無線設備整備事業」についてですが、ケーブルテレビは、インターネットへの接続であったり、テレビを見ることにも使えるほか、同じインフラを使って、音声端末に接続することで防災無線と同じ設備、あるいはそれ以上の設備となると言われております。防災無線の事業と合体した形で事業を行えば、管轄が違ってもかもしれませんが、トータルでは費用を抑えることができるのではないかと思います。

委員長 42ページに、行政情報提供システム、防災情報提供システム、教育情報支援システムの説明がありますが、それぞれの予算の出し方もあるのでしょうか、バイパス的に考えると安全かなと思います。要は、基幹が断絶された場合に無線ということで考えているのか、あるいは、たまたま話の起点が違ったので同じようなものが出てきてしまったのか、その辺はどうなのでしょう。

事務局長 今から防災無線を含めて一つの事業にするのは、「防災行政無線設備整備事業」が計画の段階ではなく既に事業が動いていますので、難しいと思います。ただ、委員長が言いましたように、あくまでケーブルテレビにおける防災情報は、有線ですので、特に防災という観点から二重化という意味があります。無線情報は、音声のため情報量が非常に少ないが、その一方、有線であれば情報量が多いということで、お互いに補完的な関係になっていくと考えております。

委員長 他に、何かご質問等ございますでしょうか。

- 委員 ケーブルテレビありきで進んでいる気がしますので、もう少し本質的なところで議論したいと思います。先程言ったように有線放送廃止の時にケーブルテレビにしたかどうかという話があったが、30億掛かるのではとてもじゃないけどできないということで一蹴しましたが、また同じような金額で同じ計画が出てきたということは、借金をするあてができたからということでしょうか。
- 事務局長 有線放送の廃止のいきさつについて、情報がはっきりしないので、もう少し調べてみます。
- 委員 民間がやって採算が見込めないような施設を、市が持つべきではないと思います。それと、ケーブルテレビと共同アンテナを一緒にしていますが、実際、整備すべき期限から考えた場合、分けて考えたほうがいいのかと思います。予算にこれだけ格差があると難しいような気がしますので、共同アンテナにかこつけてケーブルテレビをというように進んでいますけど、分けて進んだほうがいいのかと思います。あと、共同アンテナは、デジタルで受けてアナログでも見ることができるという話を聞きましたけど、一緒にして考えるのはどうかと思います。
- 委員長 情報基盤というのは、放送と通信を融合して考えて初めて意味を持つということですので、確かにおっしゃるように分けて考えたほうが市民にとっては分かりやすいとは思いますが、多額ですがここで設備投資をすることを考えると、基盤整備は放送と通信を切り離すというのは、逆に難しいかなと思います。今、やはり融合させて考えていったほうが、2011年以降のことや、市のこれからのサービス等を含めて考えるとサービスしやすいのかなというような考え方もあると思います。
- 委員 まさにそのとおりだと思います。いわゆる情報の格差というものは、通信も防災などの行政からの連絡なども全部含めて情報として整理しないと、どこか一箇所でも片手落ちになったらそれはもう情報整備にはならない。いわゆる国から補助が出ないと思います。私は、ケーブルテレビしかないのかなと思いますけれど、そのお金の捻出の仕方が、国からの補助金、農林水産省等々のものもあるとは思いますが、例えば、この地域にある企業からの参入、参画について、企業側に対してのアプローチはやったことがあるのでしょうか。企業でも、情報通信に関しては、すごくはがゆい思いはしていると思いますし、私たちJAでも分かりますが、JAのシステムを組んでいる中でも、やはりADSLは使えない、通信速度が遅い、端末機が動かない、何とかしなければいけないと思っていても地域的にできないといったところにケーブルテレビが入ってくれば、企業も何とか有効活用したいと思うでしょう。そういったアプローチをやれば、もしかしたら企業からのスポンサーみたいのができるかもしれないと思います。
- 事務局長 現時点では、そういったアプローチはしていません。現時点では、運営の部分での民間参入があり得るのかなと考えております。
- 委員 決して、私は情報化を推進しないという意味ではなくて、もちろん費用対効果の関係で実現できる方法をとという意味で、先程言われた企業を使うというように、今、田原に近い豊橋の人は、トヨタの関係で豊橋につなぐより田原につないだほうが安いということで、そういった面で企業の力を利用することを考えて実現する方法を考えていきたいと思います。

委員長 できれば融合で考えていかないと、共聴組合の方々がいらっしゃいますので、ここで分裂したらまた個々に考えていかなければいけなくなる。今、新城には情報基盤は全くないと言っていい状況です。具体的な事業化となれば、新城に情報ハイウェイが走るわけです。これは、市の中心部も山間部もほぼ同じような状況となり、要は情報格差がなくなる、全国的にもモデルになり得る事業だと私は信じておるわけです。河合さんがおっしゃったように、企業のスポンサーというのは現時点では難しいかもしれませんが、情報基盤が整備されれば企業誘致にはかなり有利になるとは思います。もう一度、18ページから見ていただくと、可能性としては、パターン1(CATV整備)、パターン2(ADSL+共聴施設の改修)、パターン3(FWA+共聴施設の改修)が検討可能なところかなと思います。そこで、19ページ、20ページを見ていただくと、それぞれご判断いただければいいと思いますが、 がほとんどというのがパターン1であろうということでございます。仮に、パターン1で初めからありきではないですけれども、パターン1の場合であると、現実にCATVを引いた場合にどのぐらいのコストがかかって、どのぐらい家庭の負担になるのか、市民の方々は実際どのぐらいお金を拠出するのか、あるいは、月々どのぐらいお金がかかるのか、要は日々の生活にどれぐらい負担を強いるものなのか、ということがかなり問題になるかと思えます。ここで、ある程度CATVにいくのであろうというラインはありますが、CATVに関して委員の方々がある程度共通の認識を持っていただいた上で、更に判断していこうかという二段構えで考えております。実は、それに関して事務局からこれから説明があるのかと思えますが、「CATV事業化に向けた検討課題」という資料があります。CATVを引いたらどうなるの、CATVのメリット、デメリットはなんだろうというように、もう少し具体的に検討していきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員 一つだけお願いします。今、これだけ費用がかかるというお話をされていますが、実際にそれだけの費用に見合っただけのサービスというものが、どういうものが具体的に筋立てていかないと、実際に市民の人たちに分かってもらえるとか、これだけの税金が使われているとか、これだけの費用が出せるんだということにならないと思えます。そういうところが、今回説明があると思えますけど、こういう利用の仕方があるとか、高齢の方々が大勢いるけれどこのやり方だったら必ず自分にもメリットがあって使いやすいんだ、情報もテレビも放送としても通信としても使えるんだということ、具体的に分かりやすく説明されていくのが必要ではないかと思えます。

委員長 そのとおりだと思います。ですから、パターン1のCATVに が多いのはどういうことなの、という説明を一度聞いて議事を進めていきたいと思えますがいかがでしょうか。

委員 一つお願いします。行政がそういう施設を持つということは、採算面も含め、果たしてやっていけるのですか。

事務局長 明確にやっていける、いけないという判断基準は難しいですが、一つ言えるのは、市として年間できる事業は概ね限られておりますので、これだけの事業になりますと、他の事業を先送りにするという影響はあろうかと思えます。破産するかどうかという観点ではなく、事業の優先順位の選択という観点で考えております。

委員 別件ですが、区の公園の草刈りを頼んだら、行政は金がないのでできないと断られ

ており、平気でお金がないからできないという体質も問題があるのかなと思います。民間でしたら、自分たちが管理するものに金がないからできないという言い訳はできませんので、今回はそのようなことにならないようにしていただきたい。

事務局長 分かりました。では、検討課題ということで、ケーブルテレビとはどういうものかということをご理解いただきたいということもありますので、資料に基づいて説明させていただきます。

委員長 ここには、それぞれの団体の方々に出ているので、情報発信の拠点にそれぞれの方がなっていくような形になるかと思います。この説明の中で、分かりにくい説明があれば、ご指摘いただければありがたいと思います。では、お願いします。

事務局 CATV事業化に向けた検討課題について、説明させていただきます。ただし、これは未定稿でありますし、資料の中の順序も整理されていない部分も多々あるかと思っておりますので、その点はお許しいただきたいと思っております。

まず、1ページですが、CATV基盤による地域情報化のメリットとして、放送におきましては、テレビの難視聴地域の解消、共聴施設の維持管理が不要、つまり共聴組合の解散が可能ということになるかと思っております。それから、衛星放送を含む多チャンネルの視聴が可能、自主制作番組により地域情報、行政情報を平等に発信することが可能となるというメリットがございます。それから、通信におきましては、ケーブルテレビの伝送路を利用して、安定した高速インターネットの接続が可能となります。また、IP電話については、一般的に毎月300円から500円程度基本料金が必要となりますが、通話料は、加入者間はもちろん提携CATV・提携プロバイダ間が無料になります。また、行政もこれを使えば、ある程度電話料の削減が期待できます。一方、行政ニーズとしましては、住民への行政情報の迅速な提供等が記載されております。この中に「ユビキタス」とありますが、これはラテン語からきた「どこでも」という意味で、その意味合いとしては、ユビと指を掛けて、指一本で便利な社会であり、最近よく聞く言葉です。

次に、2ページにつきましては、東海総合通信局のホームページから引用しました。愛知県下のケーブルテレビの普及状況は、世帯数で121万世帯、率にして45.2%という状況でございます。

次に、3ページにつきましては、愛知県下のCATVの状況ですけれど、旧額田町は岡崎市と合併しましたので、今後CATV網を拡張整備していくことになるかと思っております。旧渥美町につきましては、豊橋ケーブルネットワークが進出して整備していく予定であると聞いております。それから、旧東加茂郡につきましては、豊田市と合併しておりますので、現在豊田市では情報通信基盤整備を前提に検討している最中です。そうしますと、あと残された地域は新城市と北設地域ということになるかと思っております。

次に、平成17年10月1日現在におけるケーブルテレビの地上デジタル放送エリアです。

5ページにつきましては、市町村合併によるCATV施設ということで、3つのパターンがあります。新城市がケーブルテレビを引こうとしますと、一番上のケーブル施設が

ない場合のパターンになるかと思えます。旧新城市におきましては、昭和33年に有線放送事業を目玉事業としましたけど、例えば、今回CATV事業を行うことになりますと、統合の象徴的な大きな事業になるかと思えます。それは、市町村合併の大きな課題である地域の一体性が、この事業によってできるのではないかと思えます。併せて、地域公共ネットワークとして、行政ネットワーク利用、全ての学校を結び教育等に活用するというようなことも考えられます。課題としましては、新城市の場合は、新設となりますので、整備資金の調達ということが大きな問題となってまいります。真ん中のパターンにつきましては、岡崎市のケースになるかと思えます。もともと岡崎市にはミクスケーブルネットワークがCATV事業をしていますので、合併した旧額田町にミクスケーブルネットワークがエリア拡張していくというパターン、一番下のパターンにつきましては、三者三様のケーブルテレビが入っておりまして、それを一体化するというパターンとなります。

次に、6ページにつきましては、事業化に向けた検討課題としまして、どこのケーブルテレビ会社にするかといった事業運営主体、FTTH方式でいくのかHFC方式でいくのかといった構築手法、どのような補助スキームを使っていくのかといった費用の課題、また、加入者負担をどうするのか、また、防災ですとか教育といったどのような情報アプリケーションを載せるのか、そして行政情報等を流すこととなりますので、一人でも多くの市民の方にCATVを引いていただく必要があることから、CATV加入促進への取り組みということが検討課題になるかと思えます。

7ページにつきましては、事業(運営)形態についてでございます。民設民営、公設民営、第3セクター方式、公設公営一部委託、公設公営といった5つのパターンがございます。旧新城市においては有線放送がありましたけど、建設、運営とも自治体が行うという公設公営で経営を行っておりました。1の民設民営につきましては、民間が勝手に入ってきて勝手にサービスを行うというもので、費用面からみると、新城市の負担はありません。ただし、参入してきたとしても採算のとれる人口密集地のみということが予想され、ますますの域内情報格差の拡大が心配されます。2の公設民営につきましては、新城市が伝送路・施設等を整備し、その伝送路等を民間に賃貸することで参入をしてもらい、保守も含めてCATVサービスを提供してもらおうというのが公設民営でございます。3の第3セクター方式につきましては、2の公設民営のパターンと似ていますが、伝送路等を賃貸する対象が第3セクターCATV事業者になります。新城市が出資することになりますので、ある程度運営に参画するというのが第3セクター方式になります。4の公設公営一部委託については、新城市がCATV事業を運営し、その業務・サービスの一部については民間に委託するというものでございます。それらの事業(運営)形態の検討としましては、先程の事業主体の5パターンについて、運営コスト、コスト意識、サービス内容の比較検討をさせていただきました。CATV業者参入の可能性や運営経費等を考えると、公設民営か第3セクター方式の選択肢になるかと思えます。

次に、構築手法でございますが、CATVにはHFC方式とFTTH方式がありまして、HFC方式は幹線が光ケーブルで、加入者系は同軸ケーブルというハイブリッド方式であり、FTTH方式は世帯まで光ケーブルという形になります。今、一般的で実績が多

いのはHFC方式ですが、最近では光ケーブルの値段が下がってきている、または保守経費が安いということで、FTTH化が進んできている状況でございます。新城市のような新規のCATV事業を実施しようとする場合は、他地域に比べ遅い構築となりますが、その分いいものがすごく安くなってきているというメリットもございます。最後に、HFC方式とFTTH方式は構築手法が違いますので、初期費用や通年の保守費用、又は将来の経年劣化等を考えて選択する形になるかと思えます。また、将来の放送と通信の融合を見据えて、IP放送サービスが利用できる伝送路構築を考慮することが肝要であるということを書かせていただきました。

10ページについてはHFC方式で、幹線が光ケーブル、支線の加入者系は、途中で光信号を電気信号に変えて加入者宅に届けるという形になります。このメリットにつきましては、加入者系は同軸ケーブルですので保守作業が簡易であるということ、デメリットにつきましては、同軸ケーブルですと減衰が大きいので、短い距離で増幅が必要となりますから、所々にアンプやその電源を置かなければならないということがあります。光ケーブルにつきましては、耐用年数は法定で言うと10年、現実的には長くて20～30年と聞いております。FTTH方式につきましては、これはラストワンマイルを含め加入者宅まで光ケーブルです。最近光ケーブルの単価が安くなってきており、さらに通信サービスですと最大100Mbpsのサービスが受けられるという形になるかと思えます。

次に、CATVにおける「FTTH方式」と「HFC方式」の比較表でございます。概要としましては、HFCは今まで主流であった方式、FTTHはこれから主流になっていく方式であるということでございます。VODというのは、インターネットなどを通じて、見たいときに見たい映画ソフトをダウンロードして見るシステムです。IP電話につきましては、先程ご説明したとおりです。インターネットについては、通信速度はFTTH方式の方が速いということになります。信頼性については、保守の程度との関係になりますが、HFC方式は修繕の対象となるアンプがありますけれど、FTTH方式には不要であるということから、FTTH方式は信頼性が高いということになります。13ページにいきまして、イニシャル(初期投資)につきましては、HFC方式、FTTH方式ともほぼ同額という状況です。ランニングコストにつきましては、HFC方式は先程言いました増幅するためのアンプ等があるため、電気代がかさみますので、FTTHの方が伝送路上に機器がない分、費用は少なく済むということになります。将来性についてはFTTH方式ということになると思われます。その他のメリットについては、HFCは国内実績が多いということ、また、この地域はよく雷が落ちますが、FTTH方式は雷の影響が非常に少ないということが大きなメリットかと思えます。その他のデメリットについては、HFC方式は雷の被害を受けやすいということや電気代がかさむということです。FTTH方式は、構築の方法によっては機器にお金がかかるということが書かれております。総合評価につきましては、将来性や保守のことを考慮し、FTTHをとさせていただきます。

14ページについては、これまでのケーブルテレビとFTTH方式によるケーブルテレビのイメージ図でございます。

次の15ページが、CATV 基盤整備費用比較表で、新城市全域に幹線を含め、

CATV 網を構築した場合の費用が、約29億という机上の試算金額になります。引込設備については、ここには含まれておりません。これを見ていただきますと、地域イントラネット基盤整備というのが幹線部分になりまして、加入者系基盤整備というのが幹線から各世帯までの伝送設備等になります。金額を見ていただきますと消費税等込みで、FTTH方式は約29億1千万、HFC方式は約29億6千万円ということですので、FTTHの方が少し値段が安くなってきていることが分かります。ただし、ここに入っていない引込設備費用については、HFCの方が有利性を保っているという状況になります。またこの部分につきましては、今後の検討の中で説明をさせていただくことになるかと思います。

次の16ページからですが、これまで基盤整備につきましては、放送と通信の基盤がないということで話を進めてきましたが、今回どうして基盤を作るのかという大きな目的の1つが、情報基盤を使ったサービスになります。いろいろなサービス例を載せてございますが、こういったサービスを情報基盤に載せて住民へのサービスが向上していくことになってまいります。代表的な例を挙げさせていただきました。自主放送・再送信、これは、普通にテレビを見たり、行政放送を見るということになります。次に、先程も委員さんからお話のありました音声告知放送ですが、これはスピーカを置いていただきますと、朝の放送ですとか葬儀放送、緊急放送などが流れるシステムであります。次に、3の映像情報検索サービスになります。これは、見たい情報を画面から入手できるシステムです。通話・FAX情報提供サービスでは、例えば耳の不自由な方についてはFAXで情報を提供するというようなサービスになります。次に、公共施設監視・緊急防災情報提供サービスでございます。例えば、河川の映像を写して増水の状況を監視するとか、災害時の避難情報の提供などを行うシステムとなります。次の、商店街情報提供サービスについては、ホームページ等を活用したものになります。いろいろな情報を付け加えていくことができるのではないかと思います。次は、農業情報提供サービスです。これは、市場の動向ですとか霜情報など地域の天気予報などもできるのではないかと思います。次の、保健・医療・福祉情報提供サービスについては、例えば自宅から保健センター等に伝送路を使って毎日血圧データを送って健康管理をするというようなシステムです。次が、在宅健康管理・在宅介護サービス、例えば寝たきりの方のところにWEBカメラを置けば、遠くにいても状態を見ることができるというようなシステムが考えられます。次に、教育関係については、様々なシステムがありますが、代表的なものを挙げさせていただきました。その他、行政情報提供サービス、公共施設案内・予約サービス等がありまして、行政情報提供サービスの行政文書発行につきましては、地域イントラで結んだ施設、例として、近くの郵便局などで住民票等を発行できるというようなサービスです。以上、様々なサービスについて説明させていただきました。これも、庁内で行政サービスの向上・高度化の観点から検討しまして、その結果を次回ご提示できればと考えております。

次に、31ページで、先程事務局長が申したとおり、ギャップフィルというものがあります。これは、共聴組合の関係になりますが、ギャップフィルはテレビ共聴施設の進化形と考えられるシステムで、一般的には、放送局があつて中継局を経由して自

宅へいくという、電波 電波 電波という形ですけど、ギャップフィルターは電波 光ケーブル 電波という形になります。これは、放送局からの電波を受信点で電波を受けて、そこから光ケーブルを簡易デジタル送信施設まで引いて、そこから電波を発射して各世帯へ送信するという形になります。これについては、まだ法整備ができていないということ、自治体等の光ネットワークが必要だということ、ギャップフィルター装置は誰が整備するのかなど未解決な課題もあり、今後の検討課題になると考えております。

次に、IP放送とケーブルテレビの違いですが、特に最近通信と放送の融合ということで、総務省での竹中在り方懇とか文化庁の著作権の問題がありますけど、インターネットを通じてテレビを見ることもできると言われておりますが、現在においては主に著作権の問題が解決していないものですからできません。ただ、将来的には、著作権の問題が解消されれば、インターネット上でテレビを見るのが可能になるかと思えます。IP放送とケーブルテレビの違いについては、ここに書いてあるとおりです。

次に、33ページのIP放送ができない問題、著作権の問題ですが、CATV並みにとありますけど、CATVは放送法に基づいて事業を行っていますが、IP放送は通信ですから著作権についていろいろ煩雑ですので、なかなかIP放送ができないということが書かれています。他には、例として、CBCでしたらこの辺は放送してもいいけど、静岡県内には域外放送してはいけないといったことがありますけど、IP化になりますとインターネットであるため放送区域制限ができなくなってしまうことになり、こういったような問題を政府で検討しているというようなことが書かれています。以上、CATV事業化に向けた検討課題についての説明を終わります。

委員長 ただ今、「CATV事業化に向けた検討課題」についての説明がありました。これについて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員 今の説明の中で、22ページにある農業情報提供サービスですが、これは私のセッションで2、3年後には構築しようとしている組合員向けのサービスの概要なので、これはJAと農業改良普及センター、あるいは市況、経済連等と書かれています。この資料はここ以外のところで説明資料として出されるのですか。

事務局長 新城がこのサービスを導入するということではなく、一般的にこのようなサービスもあるという趣旨で載せてあります。

委員 ケーブルテレビのサービスとしてこういうものがあるということで、全部出してもらっても構わないと思いますが、20ページの5以降はWEBの世界ですよね。情報網の設備ということで、WEBもテレビもという格好なので出してもらっても支障はないと思いますが、ただWEBサーバの構築だとかも考えなくてはならないとなると、当然予算的にも変わってくると思います。そういった費用の捻出というのは、29億円に比べればあまり多くはないと思いますが、あまりにもこれもできる、あれもできるでは広すぎる。これを住民が全て見たら、「こんなこともできるのか。じゃあ安いから加入しよう。」という話になっても、全てのものが一度にシステム構築できないと思います。

事務局長 このように羅列させていただきましたが、情報化計画に載せる段階では、相当絞り込んで、現実的なものを検討し、載せていくこととなります。

委員長 実はこれらのサービスは、サーバだけ立てれば今インターネットにつながる人は誰

でもできるのです。けれども、今回税金まで使ってネットワークを構築するのに、何の意味があるのか。今ここで何もしないと、旧鳳来や作手の山間部では、デジタルデバイスが益々広がります。ですから、ここで手をうっておかないと、合併したのにまず一体感が生まれません。要は、市の中心まで来ないと市のことが分からないという状況が発生すると思います。税金を投入するのであれば、納得するような理由という部分で見ると、現時点では新城に光ケーブルが来るのは、民間を待っていてはかなり遠いことであろうから、CATVにならざるを得ない。やはり、ここである程度方向性を決めることが、同じ新城市民として情報の提供を公平に行うことができる唯一の決定の会議ではないかと思えます。もしここでパッと分かれてしまったら、恐らく10年20年情報化は遅れていく。だけど、さんがおっしゃったように、サービスの広報活動、普及活動というのはものすごく必要だと思えます。どうしてこういうことをしなくてはいけないのかというのをやはり種をまいていかないと、いきなりこれをやりますと言ってもなかなか額も規模も大きいですから、どうして税金を使うのだらうという意見もありますので、会議を实らせるためには、個々の委員の方々からのお話、あるいはいくつかの広報活動の展開が今後必要になってくると思えます。他に何かご意見ありませんでしょうか。

委員 CATVの加入金の説明がありましたが、これは新城市の加入率によって加入金が違ってくるということはあるのですか。

事務局長 事業者が事前に加入率を想定し、金額を設定するものかと思えます。

委員 参考として、この値段ということですね。

事務局長 そのとおりです。ですので、新城も全く同じということではありません。

委員 もう一点よろしいですか。前回の資料で、「現在アナログ放送の愛知県内テレビジョン放送中継局」という地図の右下のところに「 の置局については現時点ではデジタル化の予定はなし。」と書いてありますが、 のところはデジタル化の予定があるという見方をすればよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委員 大野のサテライトはどのようなのですか。

事務局 分かりません。

委員 になっているので、可能性はあるということですか。

事務局 そのとおりです。

委員 のところは、予定はないということですか。

事務局 現時点ではないということです。

委員 分かりました。

委員 防災行政無線については、事業がスタートしてしまっているから考えられないという話でしたね。活用できないのか。

事務局長 活用はできますが、今やっている防災無線の事業を一旦止めて、ケーブルテレビの事業と融合させるのは非常に難しいと思えます。

委員 非常に難しいけれど、可能性はある。

事務局長 防災行政無線は補助金の制度に乗り、事業が既に開始されております。

委員 それはあるとしても、相当な規模の金ですから、そこをなんとかクリアできるものなら

両方整備しなくても、19億も使わなくても少しの額でできるなら、考えられないか。無駄なものになってしまう可能性が高くなる。

委員 防災行政無線ですけど、鳳来、新城、作手の3つでそれぞれ持っていた防災行政無線を一つにするというものの金額ではないですか。局を一つにするためのお金ではないですか。

事務局長 そのように理解しております。

委員 そうなると、状況が違うので一緒にすることは不可能ではないですか。

委員 完全に不可能ということなら問題ないですけど、事業がスタートしているからという理由だけでは少し検討が足りないと思います。

事務局長 その点、もう一度整理しておきます。

委員 ある程度可能なものなら、一本で整理できないものかと思います。

委員長 予定している時間が迫ってきておりますが、一応流れとして20ページのパターン1の可能性に対しての説明をさせていただきました。それで、更にこれに関していろいろもっと知ろうじゃないかということで、事務局から連絡があります。

事務局 郡上市が、最近ケーブルテレビを公設公営で整備しておりますので、そこへ視察に行きたいと思います。日程は、25日に決めさせていただきました。後で、皆様にご案内の通知をさせていただきますが、当日は7時45分集合の8時出発、帰庁が午後6時の予定です。よろしく願いいたします。

事務局長 次回の開催ですが、今まで第二火曜日ということで開催させていただいておりますが、そうしますと9月12日ということになります。よろしいでしょうか。

全委員 (了承)

事務局長 それでは、時間は午後5時30分、会場はこの場所ということでお願いいたします。次回につきましては、今回の整理とアプリケーションの部分も入りながら、あまりに漠然としたアプリケーションではなくて、実際にどういうものが入るのかという視点も踏まえながら進めていきたいと思っております。

委員長 今、事務局長から説明があったように、皆様の意見を取り入れながら、結論先にありきではなくて、様々な観点で検討していきたいと思っております。次回、9月12日になりますが、お忙しい中お手数ですがご参集いただければと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

[午後7時25分閉会]